

東大和市都市計画図

(注) 本図は、東大和市の都市計画の概要を表したものであり、境界等については概略を示すものです。詳細は「東京都都市整備局 都市づくり政策部都市計画課」又は「東大和市都市建設部都市計画課」に備え置く「指定図書」を閲覧してください。

東大和市都市計画図 (I) 市街化区域及び市街化調整区域・地域地区・都市計画施設・日影規制

(平成30年3月現在)

凡例

用途地域	建築容積率 (%)	高度地区	日影規制	日影規制	日影規制
第一種低層住居専用地域	30/50	第一種	3時間	2時間	1.5m
第一種中高層住居専用地域	40/80	第一種	4時間	2.5時間	
第二種中高層住居専用地域	50/100	第二種	3時間	2時間	4m
準住居地域	60/200	準住居	4時間	2.5時間	4m
近隣商業地域	80/300	近隣商業	5時間	3時間	6.5m
商業地域	80/300	商業	4時間	2.5時間	4m
準工業地域	60/200	準工業	注) 規制対象外		
工業地域	60/200	工業	注) 規制対象外		

1 高度地区 建築容積率 50・100
 25-2 高度地区 建築容積率 60・200
 110m 1階高さ 10m 以上の建築物
 準防火地域 準C 日影規制

注) 第一種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限は全て10メートルです。
 ※用途地域等の路線式の指定で距離の明示のないものは、道路の境界線から20メートルです。
 注) 日影規制は、日影規制の対象となる建築物は、高さ10mを超える建築物で、日影規制の対象となる場合は、規制の対象となります。
 注) 高さ10mを超える建築物で日影規制対象区域に日影を落とす場合は、規制の対象となります。

市街化区域及び市街化調整区域

市街化調整区域	市街化調整区域
市街化調整区域以外	市街化調整区域

地域地区等

第一種風致地区	第一種風致地区
第二種風致地区	第二種風致地区
近郊緑地保全区域	近郊緑地保全区域

都市計画施設

都市計画道路	都市計画道路
都市高速鉄道	都市高速鉄道
都市計画公園・緑地	都市計画公園・緑地
都市計画河川	都市計画河川
一団地の住宅施設	一団地の住宅施設
ごみ処理場	ごみ処理場

建築確認及び建築基準法のお問い合わせ先
 東京都建築指導事務所
 建築指導第一課(都立川合同庁舎)
 ☎(直通)042-548-2059

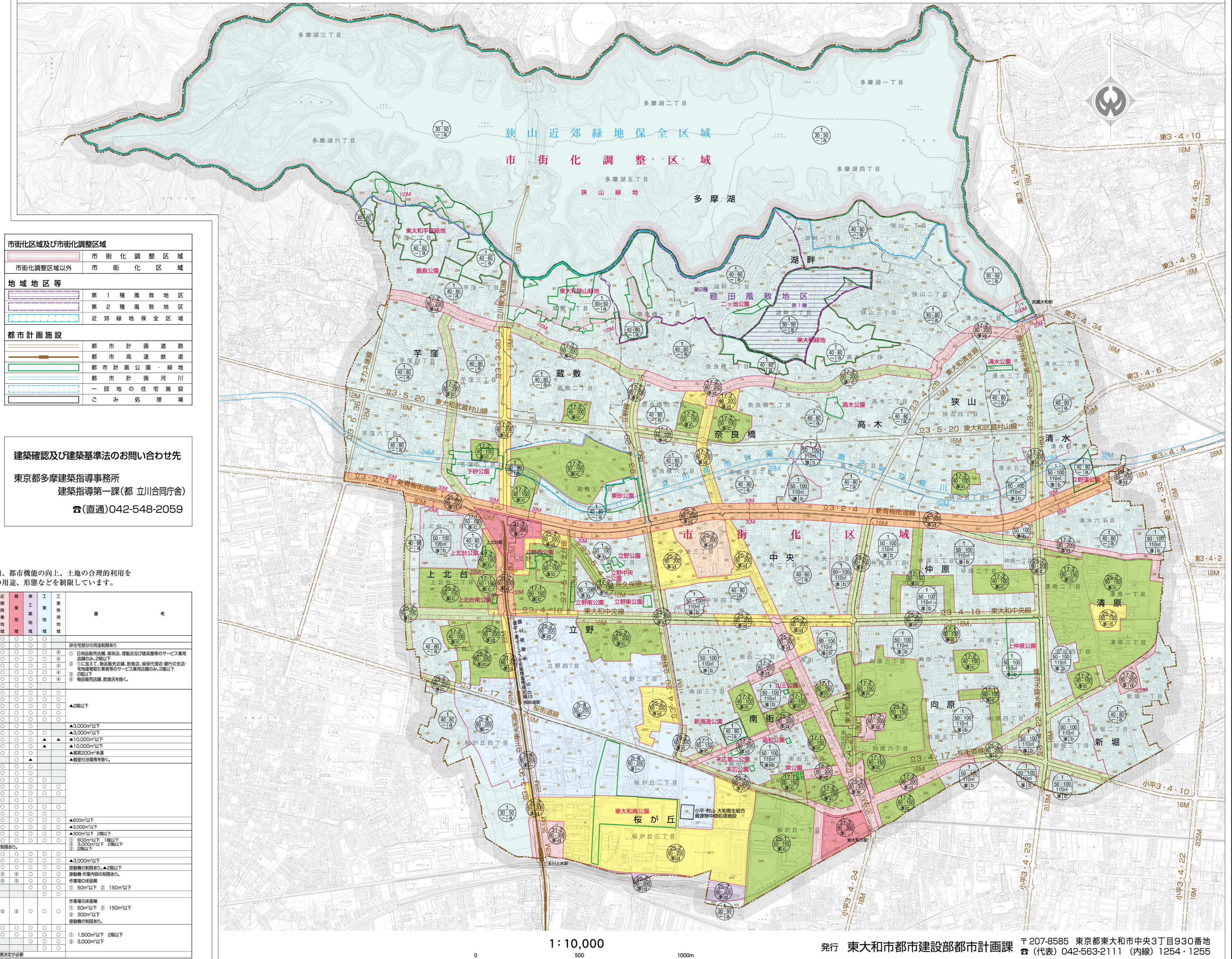
用途地域等の概要について

市街地の環境の保護・整備、都市機能の向上、土地の合理的利用を図ることを目的に建築物等の用途、形態などを制限しています。

用途地域別の主な建築物の用途制限

用途地域	住宅	商業	工業	その他
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○

○ 建てられる用途
 ○ 建てられない用途
 △ 用途、階数等の制限あり。



1:10,000
 0 500 1000m

発行 東大和市都市建設部都市計画課 〒207-8585 東京都東大和市中央3丁目930番地
 ☎(代表) 042-563-2111 (内線) 1254・1255
 ※この都市計画図に関するお問い合わせは、上記へお願いいたします。